

ヒューマンテック通信

今月のテーマ 今年『働き方改革』元年！法施行に向け規程改定等の準備を

◆「働き方改革関連法」が、いよいよ施行されます！

同法は時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金の制度化など様々な改正事項を含み、2019年4月から順次施行されることとなっています。右の表は、主な改正内容と施行時期をまとめたものです。

◆規程等の見直しが急務

2019年4月1日に施行される時間外労働の上限規制や、年休時季指定義務化などは、労務管理の方法について大きく見直しが必要と迫られるほか、改正に伴う各種規程の改定も急務です。たとえば、下記「＜働き方改革関連法＞Q&Aで詳細が明らかに」の記事で取り上げている通達で、年休時季指定義務化について、①時季指定の対象となる労働者の範囲、②時季指定の方法等について、就業規則に規定する必要があるとしています。その他、長時間労働者等に対する医師の面接指導に関する改正、フレックスタイム制の見直し、高度プロフェッショナル制度を導入する場合など、いずれも規程の改定が必要です。

弊所では各種改正に伴う規程の見直しも承っております。お気軽にご相談ください。

主な改正内容		2019年 1/1	2019年 4/1	2020年 4/1	2021年 4/1	2022年 4/1	2023年 4/1	2024年 4/1
時間外労働の 上限規制	大企業							
	中小企業（※）							
	建設、自動車、 医師等							
60H超の時間外 割増率50%								
フレックスタイム制の見直し								
年休時季指定義務化								
高プロ制度の新設								
労働時間の把握義務化、 医師の面接指導の条件変更等 勤務間インターバル (努力義務)								
同一労働同一賃金	大企業							
	中小企業（※）							

(※) 中小企業の範囲 <小売業> 5,000万円以下または50人以下 <サービス業> 5,000万円以下または100人以下
<卸売業> 1億円以下または100人以下 <その他> 3億円以下または300人以下

過半数代表者の選任手続きにご注意を

36協定を含む各種の労使協定を締結する際、労働者の過半数で組織する労働組合のない企業では、「労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）」が締結当事者となります。この過半数代表者は、これまで①「**労基法41条2号に規定する管理監督者でないこと**」、②「**目的を明らかにして実施される投票、挙手等の手続きにより選出された者であること**」が要件となっていました。昨年9月7日に公布された改正労基法施行規則では、更に「**使用者の意向に基づき選出された者でないこと**」という一文が加えられました。また、36協定の新様式の裏面にも同様の記載がなされ、加えて「**これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならない**」と念押しされています。これらのことから、過半数代表者の選出方法については、今後、労働基準監督署がこれまでより厳しくチェックをすることも考えられます。また、同施行規則では、使用者に対して「**過半数代表者が協定等に関する事務を円滑に遂行するための必要な配慮**」が義務付けられました。配慮の具体的な内容としては、**過半数代表者が意見集約を行うに当たって必要となる事務機器（イントラネットや社内メール）等の提供**が想定されます。

当研究所監修のDVDが発刊されました！

昨年12月下旬に、(株)PHP研究所より、当研究所が監修する2種類のDVDが発刊されました。

- ①「**働き方改革関連法**」現場で求められる運用のポイント（新刊）
当研究所所長 藤原 伸吾（監修・出演）
（概要）本年4月1日より施行される働き方改革関連法の内容と運用について、現場の管理監督者が最低限知っておきたいポイントに絞って解説している講義動画となっています。
- ②**トラブル回避のための人事労務知識シリーズ**（改訂版）
当研究所会長 藤原 久嗣（監修・解説）
（概要）就業管理編、雇用管理編、危機管理編など、項目ごとにケーススタディ形式で解説しており、社内研修等でご活用いただける内容となっています。今般、働き方改革関連法等の最新の法改正に対応して内容の改訂を行ったものです。

※詳細は別紙のご案内チラシをご覧ください。ご購入希望やご質問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。弊所お取引先企業様は、10%割引にてご購入いただけます。

＜働き方改革関連法＞Q&Aで詳細が明らかに

昨年12月28日に働き方改革関連法の新たな2つの通達が発出されました。両通達は、労働基準法、労働安全衛生法それぞれの改正事項について、詳細な解釈をQ&A方式により示しています。

【Q&Aの一部抜粋・要約】※年休時季指定義務化より

Q 労働者が前年度からの繰越分の年休を取得した場合は、その日数分を時季指定すべき5日から控除してよい。
A 控除してよい。取得した年休が繰越分かつ当年度に付与されたものかは問わない。

Q 時季指定を半日単位や時間単位で行うことはできるか。
A 労働者への意見聴取の際に半日単位の取得の希望があった場合は、半日単位で時季指定をしてもよい。時間単位は不可。

各通達のURL

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf> (労基法)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000465070.pdf> (安衛法)

「働き方改革関連法」
現場で求められる運用のポイント
DVD1種 ¥20,000円 価格: 本体 20,000円
送料 ¥1,000円
税別 ¥21,000円
※送料は別途お見積り
※税別価格
※送料は別途お見積り
※税別価格

トラブル回避のための人事労務知識シリーズ
DVD1種 ¥20,000円 価格: 本体 20,000円
送料 ¥1,000円
税別 ¥21,000円
※送料は別途お見積り
※税別価格
※送料は別途お見積り
※税別価格



管理職が知っておくべき

「働き方改革関連法」

現場で求められる運用のポイント

緊急発刊

DVD 1枚(約60~70分予定) 価格:本体 **20,000円**+税

[監修・出演]藤原伸吾(ヒューマンテック経営研究所所長) [制作・著作]株式会社PHP研究所

現場の管理監督者が知っておくべき改正内容を解説

働き方改革関連法は、2019年4月から段階的に施行されます。関連法にもとづいた新しい就業規則の策定や社内システムの変更に各企業は追われていることと思います。

しかし、現場で働く管理監督者が正しい理解をしていなければ、確実な運用はできません。つまり、管理監督者の教育もまた急務なのです。

本DVDでは、企業の現場に精通した社労士の藤原伸吾氏が、管理監督者が最低限知っておくべき改正内容と運用のポイントを解説。

関連法の理解度アップ、新しい就業規則の正しい運用のために、ぜひお役立てください。

本DVDを10枚購入で10%引き!

通常200,000円(税別)のところ
180,000円(税別)に割引させていただきます!

各支社・支店での全社的な研修にぜひご活用ください。

収録内容

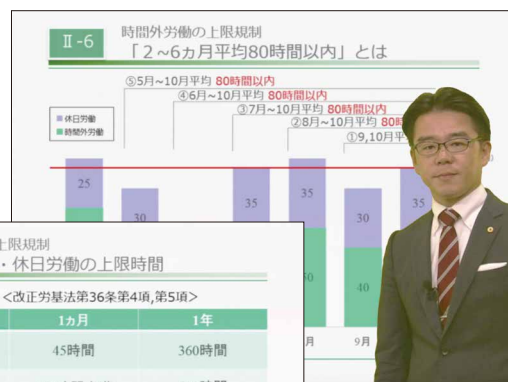
※本DVDは、現場の管理監督者が最低限知っておきたいポイントに絞って働き方改革関連法の内容と運用ポイントを解説した講義動画です。また、知識として知っておきたいその他の項目の解説もしています。

詳細に解説しているテーマ

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次有給休暇制度取得日指定の義務化
- ・労働時間の把握義務等 など

ポイントを絞って解説しているテーマ

- ・フレックスタイム制の改正点と活用方法
- ・高度プロフェッショナル制度
- ・勤務時間インターバル制度の努力義務化 など



II-5 時間外労働の上限規制
時間外労働・休日労働の上限時間

1. 36協定の上限時間 <改正労基法第36条第4項,第5項>

	1か月	1年
【原則】		
時間外労働の上限	45時間	360時間
【例外】		
特別条項を締結した場合	100時間未満 ※休日労働含む	720時間

2. 実働の上限時間 <改正労基法第36条第6項>

36協定で締結した時間の範囲内かつ下記の時間内である必要がある

期間	1か月	2~6か月平均
実働の上限時間	100時間未満 ※休日労働含む	80時間以内 ※休日労働含む

注:「時間外労働」は法定労働時間を超えた時間、「休日労働」は法定休日の労働を指す

※内容は一部変更になる場合があります。



トラブル回避のための人事労務知識シリーズ

DVD-R全10枚(1枚30~40分) セット価格: 本体180,000円+税(単品価格: 本体18,000円+税)
 【監修】ヒューマンテック経営研究所 【解説】藤原久嗣 【制作・著作】PHP研究所

「働き方改革関連法」等の最新の法改正に対応!!

管理職に必須の人事労務に関する法律知識をケーススタディで紹介。企業のリスク管理は、現場のコンプライアンス教育から始まる!!

特長

- 1 最新の労働関係法改正に対応した管理職必見のDVDシリーズ**
 ⇒「働き方改革関連法」等の最新の法改正に対応して内容を改訂しました。
- 2 社内研修などの場で活用しやすいケーススタディ形式**
 ⇒ケースを視聴した後、数人でディスカッションすれば、より効果的な研修が可能となります。
- 3 ミニドラマやCGアニメーションによる臨場感あふれる演出**
 ⇒架空の職場を設定し、職場の問題点が浮き彫りになるように工夫しています。

※本DVDは、「トラブル回避のための法律知識シリーズ」の内容を改訂・改題したものです。
 ※2019年4月1日法施行にあわせて改訂しています。

◆収録内容

【導入編】

Disc1 「なぜ、今、リスクマネジメントが求められるのか？」

【就業管理編】

- Disc2 「労働時間」に関するケーススタディ
- Disc3 「休日・休暇」に関するケーススタディ
- Disc4 「残業削減対策」のケーススタディ

【雇用管理編】

- Disc5 「パート・契約社員」に関するケーススタディ
- Disc6 「服務規律・懲戒」に関するケーススタディ
- Disc7 「退職・解雇」に関するケーススタディ

【危機管理編】

- Disc8 「セクハラ」に関するケーススタディ
- Disc9 「個人情報」等に関するケーススタディ
- Disc10 「メンタルヘルス」に関するケーススタディ

(おこわり)弊社発行のDVD-Video作品(DVD-R含む)は、DVD-Video規格(フォーマット)に基づいて制作されております。DVD-Video規格に対応した再生機(DVDプレーヤー)で視聴してください。パソコンで再生される場合は、DVD再生ソフトによって正常に動作しない場合がございます。あらかじめDVD再生ソフトがDVD-Video規格に対応していることをご確認の上、ご視聴ください。

※DVDの視聴をご希望の方は、今すぐサイトへアクセス!! <https://www.php.co.jp/dvd/> (内容の一部をご覧いただけます)

品名	価格(税別)	お申込数
【DVD】管理職が知っておくべき「働き方改革関連法」 (39549)	20,000円	枚

品名	価格(税別)	お申込数	品名	価格(税別)	お申込数
【DVD-R】トラブル回避のための人事労務知識シリーズ 全10枚セット	セット価格 180,000円	セット	Disc5 「パート・契約社員」に関するケーススタディ	18,000円	枚
導入編	Disc 1 「なぜ、今、リスクマネジメントが求められるのか？」	18,000円 枚	Disc 6 「服務規律・懲戒」に関するケーススタディ	18,000円	枚
就業管理編	Disc 2 「労働時間」に関するケーススタディ	18,000円 枚	Disc 7 「退職・解雇」に関するケーススタディ	18,000円	枚
	Disc 3 「休日・休暇」に関するケーススタディ	18,000円 枚	Disc 8 「セクハラ」に関するケーススタディ	18,000円	枚
	Disc 4 「残業削減対策」のケーススタディ	18,000円 枚	Disc 9 「個人情報」等に関するケーススタディ	18,000円	枚
			Disc 10 「メンタルヘルス」に関するケーススタディ	18,000円	枚

合計	円
----	---

<p>お申し込み・お問い合わせは</p> <p>株式会社PHP研究所 第二事業普及本部 (担当: 岡田) (京都) 〒601-8411 京都市南区西九条北ノ内町11 TEL 075-681-5419 FAX 075-681-5699</p> <p>商品のお届け 発刊後、約1週間でお届けいたします。</p> <p>お支払い方法 請求書と郵便振込用紙を商品と一緒に送りいたしますので、お手数ながら10日以内に一括してお支払いいただきますようお願いいたします。</p> <p>※ご返品は、送料ご負担のうえ8日以内にご返送ください。なお、開封後はご容赦ください。 【お客様情報の取り扱いについて】お預かりするお客様情報は、商品のお届け、お支払いの確認、商品案内のご送付に利用させていただきます。目的遂行のため適切な監督のもとに外部委託する以外、第三者への提供はいたしません。</p> <p>【ご注意】 本商品は書店では取り扱っておりません。</p>	<p>ご住所 (〒 -)</p> <p>TEL () - FAX () -</p> <p>貴社 貴団体名</p> <p>ご部署 お役職</p> <p>お名前</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>
---	---